平成２１年（フ）第１７４号
埼玉県熊谷市須賀広59番地
破産者　松本　重雄
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１２号
埼玉県比企郡小川町大字増尾64番地２
破産者　乳井　和彦
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６０８号
横浜市磯子区杉田７丁目４番27号
破産者　松本　　肇
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０８号
広島県三原市本郷南５丁目８番30号、開始決定時の住所横浜市港南区日野南６丁目43番２号
破産者　川崎　　眞
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６号
富山市八尾町下島102番地
破産者　田中　　純
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３８号
静岡県磐田市国府台18番地８
破産者　鈴木　昭子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９６４号
京都市伏見区深草秡川町27番地の９
破産者　正田　房江
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番３―207号室、開始決定時の住所大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―614号
破産者　竹島　久雄
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
大阪府泉大津市東助松町４丁目４番３―207号、開始決定時の住所大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―614号
破産者　竹島　良子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
大阪府泉大津市板原町３丁目23番14号
破産者　池田　博光
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
大阪府泉大津市板原町３丁目23番14号
破産者　池田　律子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
奈良県天理市前栽町９―１、住民票上の住所奈良県天理市指柳町223番地
破産者　西田　　剛
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県今治市河南町３丁目１番56号
破産者　山内　一尚
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４８３号
北九州市八幡西区清納１丁目６番３号
破産者　野中建設こと　野中　健治
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８号
熊本県八代市八幡町３番40号
破産者　中北　文雄
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９９号
熊本県八代市福正元町９番37号
破産者　古原　啓子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２２４号
大分市大手町３丁目２の37　第五皐月マンション802、開始決定時及び住民票上の住所大分市大字福宗1252番地
破産者　猪原　昌朗
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市平之町９番18号　平之町タワーズマンション505号
破産者　大迫　五月
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
愛知県岩倉市神野町川添72番地コーポ五条302
破産者　青木　正義
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部